

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-7 ①	介護保険課	介護保険管理課	事後	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年4月1日	II-2 ⑥	介護保険課	介護保険管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年4月1日	II-3 ⑦ 使用部署	①千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険課	①千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年4月1日	V-2 ①	介護保険課	介護保険管理課	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月4日	I 関連情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高石 憲一	介護保険管理課長	事後	①重要な変更にとらならない(様式改正により、課長名から役職名の表示に変更)
平成31年4月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載) 事例3(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更にとらならない。
平成31年4月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載) 事例3(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更にとらならない。
平成31年4月4日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	平成28年6月1日	平成31年1月4日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年2月14日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく、介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課・徴収を行う(介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務を含む)。  市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ① 介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出 ② 住所地特例の適用・変更に係る届出 ③ 被保険者証の交付申請 ④ 要介護・要支援認定申請 ⑤ 要介護・要支援更新認定申請 ⑥ 要介護・要支援区分変更申請 ⑦ 被保険者証の再交付 ⑧ サービス種類の指定の変更申請 ⑨ 高額介護サービス・高額介護予防サービス等の支給申請 ⑩ 負担限度額認定申請 ⑪ 特例居宅介護・予防サービスの支給申請 ⑫ 介護保険給付の支払方法の変更、一次差止め、給付制限に関する事務 ⑬ 介護保険料の賦課・徴収に関する事務	介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく、介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課・徴収を行う(介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務を含む)。  市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出 ② 住所地特例の適用・変更に係る届出 ③ 被保険者証の交付申請 ④ 要介護・要支援認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑤ 要介護・要支援更新認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑥ 要介護・要支援区分変更申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑦ 被保険者証・負担割合証の再交付(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑧ サービス種類の指定の変更申請 ⑨ 高額介護サービス費・高額介護予防サービス費等の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑩ 高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ⑪ 負担限度額認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑫ 特例居宅介護・予防サービス費の支給申請 ⑬ 福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)	事前	①重要な変更にとらならない
令和2年2月14日	(続き) I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		⑭ 居宅介護サービス計画作成依頼に係る届出(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑮ 介護保険給付の支払方法の変更、一次差止め、給付制限に関する事務 ⑯ 介護保険料の賦課・徴収に関する事務	事前	
令和2年2月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	—	①システム名称 サービス検索・電子申請機能 ②システムの機能 【住民向け機能】 ・自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 ・住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。
令和2年2月14日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法別表第二の93及び94の項 (別表第2における情報提供の根拠) 番号法別表第二の2、3、5、6、8、11、17、22、26、42、43、56の2、61、62、80、81、87、94、97、108、109の項	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法別表第二の93及び94の項 (別表第2における情報提供の根拠) 番号法別表第二の2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109の項	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、専用線、庁内連携システム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、専用線、庁内連携システム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 3件	委託する 4件	事前	①重要な変更にあたる。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル～(5)賦課・取滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	委託事項4 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない	事前	①重要な変更にあたる。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先49	—	提供先49 日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の33の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先50	—	提供先50 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先51	—	提供先51 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先52	—	提供先52 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 傷病手当金の支給決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先53	—	提供先53 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先54	—	提供先54 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先55	—	提供先55 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 傷病手当金の支給決定 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先56	—	提供先56 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険被保険者資格関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 3件	委託する 4件	事前	①重要な変更当たる。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	委託事項4 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない	事前	①重要な変更当たる。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35	—	提供先35 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先36	—	提供先36 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先37	—	提供先37 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 :介護保険の受給者管理を行うために保有	・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 :介護保険の受給者管理を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 :介護保険の受給者管理を行うために保有	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 4件	委託する 5件	事前	①重要な変更にあたる。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	—	委託事項5 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない	事前	①重要な変更にあたる。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35	—	提供先35 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先36	—	提供先36 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先37	—	提供先37 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険受給者関連情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 :介護保険の給付管理を行うために保有	・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 :介護保険の給付管理を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 :介護保険の給付管理を行うために保有	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	③重要な変更に伴う修正であり、事前の提出が必要である。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 3件	委託する 4件	事前	①重要な変更にあたる。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	委託事項4 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない	事前	①重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先32	—	提供先32 日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の33の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認 ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先33	—	提供先33 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先34	—	提供先34 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の39の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35	—	提供先35 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 他の法令による療養との調整(介護保険) ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先36	—	提供先36 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の58の項 ②提供先における用途 高額介護合算療養費の支給の決定 ③提供する情報 介護保険給付情報、介護保険総合事業情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先37	—	提供先37 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の108の項 ②提供先における用途 新高額障害福祉サービス等給付費の支給 ③提供する情報 介護保険給付情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル～(4)給付ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>&lt;データセンタにおける措置&gt; 24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 注：生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p>	<p>【紙媒体等における措置】 ・申請書等の紙媒体の取扱いは、許可された者以外入室することのできない執務室内に限られており、使用後は、施錠可能な定められた場所に格納している。 ・窓口業務等を行う部署においては、紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。</p> <p>【業務共通システム・介護保険システムにおける措置】 24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 注：生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル～(4)給付ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>【介護保険システムにおける措置】 物理消去を実施する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。</p>	<p>【介護保険システム関連における措置】 ・保存期間を過ぎた申請書等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理等の復元不可能な手段により廃棄する。 ・電子媒体等について、保存期間を経過したものを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的粉砕等によりデータの復元が不可能になるようにする。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)賦課・収滞納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>&lt;データセンタにおける措置&gt; 24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 注：生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p>	<p>・窓口業務等を行う部署においては、オンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。</p> <p>【業務共通システム・介護保険システムにおける措置】 24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 注：生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)賦課・収滞納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>【介護保険システムにおける措置】 物理消去を実施する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。</p>	<p>【介護保険システム関連における措置】 ・電子媒体等について、保存期間を経過したものを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的粉砕等によりデータの復元が不可能になるようにする。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年2月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1:目的外の入手が行われるリスク その他の措置の内容	—	住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索、申請フォームを選択して必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	①重要な変更当たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力されたリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等により、本人確認を行う。	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等により、本人確認を行う。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した委託機関は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。	事前	①重要な変更にかかる。
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力されたリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、届出書及び申請書に印刷済みの項目や介護保険システム等と照合することにより個人番号の真正性の確認を行う。	・届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、届出書及び申請書に印刷済みの項目や介護保険システム等と照合することにより個人番号の真正性の確認を行う。 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正な個人番号が入力されないようになっている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	①重要な変更にかかる。
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力されたリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・上記個人番号の真正性の確保と同様に、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、確認する。 ・収集後に情報が変化した場合、住民記録システムとの連携により修正し、正確性を確保する。	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・収集後に情報が変化した場合、住民記録システムとの連携により修正し、正確性を確保する。	事前	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続をより詳細に記載したものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】 選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複製の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。 ・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。 【千葉県国民健康保険団体連合会への委託】 ・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複製の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交わす。	【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】 選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複製の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。 ・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。 【千葉県国民健康保険団体連合会への委託】 ・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複製の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交わす。	事前	①重要な変更にかかる。
令和2年2月14日	(続き) Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認		【日本郵便への委託】 ・契約業者はサービス約款を定めており、個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないこととしている。その内容としては、秘密の保持、授業者への周知、再委託の禁止、収集の制限、目的外使用等の禁止、複製の禁止、適正な管理、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査等としている。また、本特記事故項に違反していると認められた場合には、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができることを規定している。	事前	
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・契約書等において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。	・契約書等において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認する。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる。	事前	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続をより詳細に記載したものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスク ⑨: 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更にかからない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年2月14日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<p>&lt;千葉市における措置&gt; 情報セキュリティ対策に係る指導を担当する部署が、特定個人情報を取扱う部署における情報資産の取扱いに関する内部監査を定期的に行う。また、指摘事項については優先順位を付けて順位の高いものから改善に努めている。</p> <p>【主な確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティ対策のうち職員が守るべき内容を遵守する旨の誓約書の提出状況</li> <li>不要となった情報資産の管理状況</li> <li>特定個人情報が記載された紙(申請書等)及び電子記録媒体の管理状況</li> <li>正規職員及び非正規職員に対するセキュリティ対策に係る教育の実施状況</li> </ul>	<p>&lt;千葉市における措置&gt; ○内部監査 「千葉市特定個人情報保護評価監査マニュアル」に基づき、評価総括部署は、全項目評価書又は重点項目評価書を作成する事務において、当該事務が当該評価書及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」の記載どおり運用されていることを書類確認、ヒアリングその他の方法により定期的に(原則5年間に1回以上)監査する。 監査の結果、評価総括部署が指摘した事項については、担当部署が改善に向けた対応を行うものとする。 ○「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づく確認事項 ①情報セキュリティ監査 情報セキュリティ責任者及び情報システム責任者は、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する為、情報セキュリティ監査等を必要に応じて実施する。 ②情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認 情報セキュリティ責任者及び情報システム責任者は、情報セキュリティポリシーの遵守状況及び違反の発生状況について、常に確認を行うこととしている。 情報システム管理者は、情報システムの設定が情報セキュリティポリシーを遵守したものとなっているか、及び当該設定により問題が発生していないか定期的に確認する。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年2月14日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;千葉市における措置&gt; ・千葉市情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策実施手順書を作成し、職員へ周知する。また、情報漏えいなどの新聞記事などを活用して危機管理意識を啓発する。 ・正規職員を対象に情報セキュリティ研修を実施するとともに、非正規職員に対しては、職場内研修により教育を行う。 毎年、介護保険システムの初任者研修を実施する。</p>	<p>&lt;千葉市における措置&gt; ・千葉市情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策実施手順書を作成し、職員へ周知する。 ・正規職員を対象として、下記事項に関する研修を実施する。非正規職員等に対しては、職場内研修により下記事項に関する教育を行う。 ①情報セキュリティに関する事項(千葉市情報セキュリティ対策基準の定めによる。) ②特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項(番号法の定めによる。) ③個人情報保護に関する事項(千葉市個人情報保護事務取扱要綱の定めによる。) ・違反行為をした従業者等は、懲戒処分の指針に基づき懲戒の対象となるほか、千葉市個人情報保護条例に定める罰則が適用されることがある。</p> <p>【介護保険システムにおける措置】 ・初任者を対象とした研修を毎年実施する。 ・情報漏えいなどの新聞記事などを活用して危機管理意識を啓発する。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修などを実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則などについて研修を行うこととしている。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年2月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p>【千葉市における措置】 (略) &lt;サーバー室について&gt; (略) &lt;区役所等執務室について&gt; (略) &lt;その他の対策&gt; 【遠隔地保管】 ・日々の業務終了後に仮想テープ装置(磁気ディスク)へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日々の退避データは1週間保存している。また、遠隔地保管については遠隔地で3週間保存し、その後データセンターで10週間(計13週間)保存している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 (略)</p>	<p>【千葉市における措置】 (略) &lt;サーバー室について&gt; (略) &lt;区役所等執務室について&gt; (略) &lt;その他の対策&gt; 【遠隔地保管】 ・日々の業務終了後に仮想テープ装置(磁気ディスク)へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日々の退避データは1週間、遠隔地保管する複写データは3週間保存している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 (略)</p>	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続きを正確に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
令和2年2月14日	VI その他のリスク対策 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成28年7月15日から平成28年8月15日まで(32日間)	令和元年9月1日から令和元年9月30日まで(30日間)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年2月14日	VI その他のリスク対策 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	なし	<p>・特定個人情報の取扱いの手段・流れを明確にし、リスクを具体的に把握するべきである。 ・「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」の特記事項において、委託先との情報管理体制の確認や秘密保持に関する契約のほか、流出・漏えいした場合に備えての損害賠償の予定に関する記述を追加するべきである。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	VI 2. 国民・住民等からの意見の聴取 評価書への反映	-	・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の部分を中心に評価書を再度見直し、不足している対策を追記した。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<業務共通システムにおける措置>(略)	<業務共通システムにおける措置>(略) <介護保険システムにおける措置> システム利用管理者が定期的にユーザIDやアクセス権限を再確認し、職員の異動/退職により業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の 절차를より詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル～(3)受給ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令に認定申請時に特定個人情報を取得する旨明示されている。	本人に直接示していないが、番号別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令第50条に認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令に介護サービス費の申請において特定個人情報を取得する旨明示されている。	本人に直接示していないが、番号別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令第50条に介護サービス費の申請において特定個人情報を取得する旨規定されている。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)賦課・取滞納ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令において介護保険料の賦課を行うに当たり特定個人情報を取得する旨明示されている。	本人に直接示していないが、番号別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令第50条において介護保険料の賦課を行うに当たり特定個人情報を取得する旨規定されている。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・介護認定申請・給付関係の申請等を窓口で受け付けた場合は、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)により本人の情報であることを窓口で確認している。 ・資格取得等に係る届出書等については、住民記録システムとのデータ連携により取得しており本人以外の情報を入手することはない。	・介護認定申請・給付関係の申請等を窓口で受け付けた場合は、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)により本人の情報であることを窓口で確認している。 ・資格取得等に係る届出書等については、住民記録システムとのデータ連携により取得しており本人以外の情報を入手することはない。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、本人からの情報のみが送信される。	事前	①重要な変更の項目に当たる。
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・庁外からの情報の入手の場合、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。	・情報を入力する際、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。 ・保険料の賦課に必要な情報は、特定の相手から最低限のものを取得する。	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の 절차를より詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・個人番号の記載を要する届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・保険料の賦課に必要な情報は、特定の相手から取得するため、収集時に情報が詐取・奪取されることない。	・個人番号の記載を要する届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・保険料の賦課に必要な情報は、特定の相手から最低限のものを取得しており、入手元から情報を詐取・奪取することはない。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の候補を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	①重要な変更の項目に当たる。
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。 【紙媒体に対する措置】(略) 【電子データに対する措置】(略) 【業務共通システムに対する措置】(略)	特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。 【紙媒体に対する措置】(略) 【電子データに対する措置】(略) 【業務共通システムに対する措置】(略) 【サービス検索・電子申請機能に対する措置】 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、委託事業者が委託契約に基づき、申請情報を封緘し、書留等の記録が残る追跡可能な手段で地方公共団体に郵送することにより、安全を確保している。 また、事務所管課においても、月1回程度、サービス検索・電子申請機能にアクセスして申請履歴と到達文書とを突合し漏れがないことを確認するものとする。	事前	①重要な変更の項目に当たる。
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<業務共通システムにおける措置> システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証(又はパスワード)による個人認証を行う。	<業務共通システム・介護保険システムにおける措置> システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証(又はパスワード)による個人認証を行う。	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の 절차를より詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	<業務共通システムにおける措置>(略)	<業務共通システムにおける措置>(略) <介護保険システムにおける措置> (1)発効管理 システム利用管理者がシステムを利用する職員に対して個別にユーザIDを発効し、アクセス権限を設定する。 (2)失効管理 システム利用管理者は、権限を有していた職員の異動/退職が生じた際にはアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続きより詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	<業務共通システムにおける措置>(略)	<業務共通システムにおける措置>(略) <介護保険システムにおける措置> 端末PCにおいて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間経過後に自動的にログオフする制御を行う。	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続きより詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。	・委託先では、特定個人情報は管理措置が講じられた作業場所において取り扱うものとし、当該作業場所以外の場所への特定個人情報の持出、提供を禁止している。 ・委託先との間で特定個人情報等を運搬により提供する場合は、特定個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化を施すこと等、個人情報等の漏えい防止対策を十分に講じたうえで運搬を行う。 ・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。	事後	①重要な変更の項目に当たるが、現行の手続きより詳細に記載したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。
令和2年2月14日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成28年8月30日	令和元年7月23日、11月19日、令和2年1月9日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年2月14日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	評価書の記載内容については、番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉県個人情報保護条例の規定に照らし、現段階の評価としては妥当であるとして了承された。 また、市は、千葉県国民健康保険団体連合会に対する積極的な検査の実施等を通じて個人情報の取扱状況等を注視していくなど、引き続き個人情報の安全性の確保に努めるよう意見があった。	評価書の記載内容については、現段階の評価としては妥当であるとして了承された。 ただし、実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の委託先及び再委託先における情報管理のあり方について、さらに検討を進めるべきであるとの意見が付された。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年2月14日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所1階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課 043-245-5061	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課 043-245-5061	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年10月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル～(4) 給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先	①法令上の根拠 番号法第19条第7号	①法令上の根拠 番号法第19条第8号	事前	
令和5年3月31日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 別添	図 (備考) 1 サービス検索・電子申請機能 【住民向け機能】 ・自らが受け取ることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 ・住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	図 1 サービス検索・電子申請機能 【住民向け機能】 ・自らが受け取ることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 ・住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 2 申請管理システム (1)宛名番号紐付情報の管理 マイナンバーカードに格納された利用者証明用電子証明書のシリアル番号(以下、「シリアル番号」という)と、本市の住民記録システムが住民に付番した庁内利用目的の番号(以下、「宛名番号」という)の紐付情報の管理を行う。 (2)申請データ取込機能	事前	
令和5年3月31日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他システムとの接続		その他 申請管理システム	事前	
令和5年3月31日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システム名称		申請管理システム	事前	
令和5年3月31日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		1 宛名番号紐付情報の管理 マイナンバーカードに格納された利用者証明用電子証明書 のシリアル番号(以下、「シリアル番号」という)と、本市の住民記録システムが住民に付番した庁内利用目的の番号(以下、「宛名番号」という)の紐付情報の管理を行う。 2 申請データ取込機能 サービス検索・電子申請機能から申請されたデータ(以下、「申請データ」という)を、連携サーバ経由で取り込む。 3 申請データのデータベース格納 申請データをデータベースに格納する。 4 シリアル番号による申請者特定 申請データに格納されているシリアル番号を宛名番号に変換する。 5 申請内容照会とステータス管理 申請内容の確認や審査を行うための画面照会機能 6 基幹システムとの申請データ連携 基幹システムへ申請データを連携する機能	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム 6 ③他のシステムとの接続 その他		サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能	住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)資格ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	民間送達サービス事業の利用	削除	事前	
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能	住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)認定ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	民間送達サービス事業の利用	削除	事前	
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能	住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)受給ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	民間送達サービス事業の利用	削除	事前	
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能	住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)給付ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	民間送達サービス事業の利用	削除	事前	
令和5年3月31日	III. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定申請・給付関係の申請等を窓口で受け付けた場合は、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)により本人の情報であることを窓口で確認している。</li> <li>・資格取得等に係る届出書等については、住民記録システムとのデータ連携により取得しており本人以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、本人からの情報のみが送信される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定申請・給付関係の申請等を窓口で受け付けた場合は、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)により本人の情報であることを窓口で確認している。</li> <li>・資格取得等に係る届出書等については、住民記録システムとのデータ連携により取得しており本人以外の情報を入手することはない。</li> </ul>	事前	
令和5年3月31日	III. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索、申請フォームを選択して必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>	削除	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号の記載を要する届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。</li> <li>保険料の賦課に必要な情報は、特定の相手から最低限のものを取得しており、入手元から情報を詐取・奪取することはない。</li> <li>サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号の記載を要する届出書及び申請書は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。</li> <li>保険料の賦課に必要な情報は、特定の相手から最低限のものを取得しており、入手元から情報を詐取・奪取することはない。</li> </ul>	事前	
令和5年3月31日	Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報に不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等により、本人確認を行う。</li> <li>住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した委託機関は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等により、本人確認を行う。</li> </ul>	事前	
令和5年3月31日	Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報に不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、届出書及び申請書に印刷済みの項目や介護保険システム等と照合することにより個人番号の真正性の確認を行う。</li> <li>サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書及び申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明書(介護保険法に基づく提出代行の場合)の提示や窓口での聞き取り等に基づき、届出書及び申請書に印刷済みの項目や介護保険システム等と照合することにより個人番号の真正性の確認を行う。</li> </ul>	事前	
令和5年3月31日	Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報に漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<p>特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。</p> <p>【紙媒体に対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所での施錠管理等を行い、漏洩・紛失を防止する。</li> <li>紙媒体を窓口で受け取り後、事務処理が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底する。</li> <li>保存期間経過後、速やかに廃棄するよう徹底する。</li> </ul> <p>【電子データに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報が記録された電子データについては、電磁的記録媒体を用いた連携を極力行わないこととし、記録媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業することとする。事務が完了したら速やかに記録媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。</li> <li>情報の入手はインターネットにつながるネットワークでは行わない。</li> </ul> <p>【業務共通システムに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務共通システムについては、情報の暗号化を実施し、また各業務システムの専用回線とのみ情報をやり取りすることで、漏洩・紛失のリスクを防止している。</li> </ul>	<p>特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。</p> <p>【紙媒体に対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所での施錠管理等を行い、漏洩・紛失を防止する。</li> <li>紙媒体を窓口で受け取り後、事務処理が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底する。</li> <li>保存期間経過後、速やかに廃棄するよう徹底する。</li> </ul> <p>【電子データに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報が記録された電子データについては、電磁的記録媒体を用いた連携を極力行わないこととし、記録媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業することとする。事務が完了したら速やかに記録媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。</li> <li>情報の入手はインターネットにつながるネットワークでは行わない。</li> </ul> <p>【業務共通システムに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務共通システムについては、情報の暗号化を実施し、また各業務システムの専用回線とのみ情報をやり取りすることで、漏洩・紛失のリスクを防止している。</li> </ul>	事前	
令和5年3月31日	Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報に漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容(続き)	<p>【サービス検索・電子申請機能に対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、委託事業者が委託契約に基づき、申請情報を封緘し、書留等の記録が残る追跡可能な手段で地方公共団体に郵送することにより、安全を確保している。</li> <li>また、事務所管課においても、月1回程度、サービス検索・電子申請機能にアクセスして申請履歴と到達文書とを突合し漏れがないことを確認するものとする。</li> </ul>	削除	事前	
令和6年9月13日	「Ⅰ基本情報」「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」「システム1 介護保険システム」「③他のシステムとの接続」	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</li> <li><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</li> <li><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</li> <li><input type="checkbox"/> 宛名システム等</li> <li><input type="checkbox"/> 税務システム</li> <li><input type="checkbox"/> その他( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</li> <li><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</li> <li><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</li> <li><input type="checkbox"/> 宛名システム等</li> <li><input type="checkbox"/> 税務システム</li> <li><input type="checkbox"/> その他(伝送通信ソフト)</li> </ul>	事後	重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅰ基本情報」「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」「システム2 業務共通システム(庁内連携システム/宛名システム)」「③他のシステムとの接続」	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</li> <li><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</li> <li><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</li> <li><input type="checkbox"/> 宛名システム等</li> <li><input type="checkbox"/> 税務システム</li> <li><input type="checkbox"/> その他(介護保険システム、福祉システム、国民健康保険システム、中間サーバー)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</li> <li><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</li> <li><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</li> <li><input type="checkbox"/> 宛名システム等</li> <li><input type="checkbox"/> 税務システム</li> <li><input type="checkbox"/> その他(介護保険システム、福祉システム、国民健康保険システム、後期高齢者システム、中間サーバー)</li> </ul>	事後	重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅰ基本情報」「5. 個人番号の利用」「法令上の根拠」	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)別表第一の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という)第50条</p> <p>番号法別表第二の93及び94並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条及び第47条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) 第9条第1項、別表100の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</li> </ul>	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅰ 基本情報」「6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」「②法令上の根拠」	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法別表第二の93及び94の項 (別表第2における情報提供の根拠) 番号法別表第二の2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109の項	【情報提供の根拠】(他機関→千葉市) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。) 第2条の表(第2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、158、161の項)  【情報照会の根拠】(千葉市→他機関) ○番号法第19条第8号及び命令第2条の表(第131、132の項)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(1)資格ファイル」「3.特定個人情報の入手・使用」「⑤本人への明示」	本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条に認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。	本人に直接示していないが、番号法第9条第1項、別表100の項、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条の認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(1)資格ファイル」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項2 ホスティングサービスの利用(データセンタ)」「⑥委託先名」	日本電子計算株式会社	NECフィールディング株式会社 千葉支社	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(2)認定ファイル」「3.特定個人情報の入手・使用」「⑤本人への明示」	本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条に認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。	本人に直接示していないが、番号法第9条第1項、別表100の項、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条の認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(2)認定ファイル」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項2 ホスティングサービスの利用(データセンタ)」「⑥委託先名」	日本電子計算株式会社	NECフィールディング株式会社 千葉支社	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3)受給ファイル」「3.特定個人情報の入手・使用」「⑤本人への明示」	本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条に認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。	本人に直接示していないが、番号法第9条第1項、別表100の項、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条の認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3)受給ファイル」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項2 ホスティングサービスの利用(データセンタ)」「⑥委託先名」	日本電子計算株式会社	NECフィールディング株式会社 千葉支社	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(4)給付ファイル」「3.特定個人情報の入手・使用」「⑤本人への明示」	本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条に認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。	本人に直接示していないが、番号法第9条第1項、別表100の項、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条の認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(4)給付ファイル」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項2 ホスティングサービスの利用(データセンタ)」「⑥委託先名」	日本電子計算株式会社	NECフィールディング株式会社 千葉支社	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(5)賦課・収滞納ファイル」「3.特定個人情報の入手・使用」「⑤本人への明示」	本人に直接示していないが、番号法別表第1の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条に認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。	本人に直接示していないが、番号法第9条第1項、別表100の項、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条の認定申請時に特定個人情報を取得する旨規定されている。	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(5)賦課・収滞納ファイル」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項2 ホスティングサービスの利用(データセンタ)」「⑥委託先名」	日本電子計算株式会社	NECフィールディング株式会社 千葉支社	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要「(1)資格ファイル」「5.特定個人情報の提供・移転」「提供・移転の有無」	【○】提供を行っている(48件) 【○】移転を行っている( 件)	【○】提供を行っている(27件) 【○】移転を行っている(15件)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要「(2)認定ファイル」「5.特定個人情報の提供・移転」「提供・移転の有無」	【○】提供を行っている(48件) 【○】移転を行っている( 件)	【○】提供を行っている(27件) 【○】移転を行っている(15件)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要「(3)受給ファイル」「5.特定個人情報の提供・移転」「提供・移転の有無」	【○】提供を行っている(48件) 【○】移転を行っている( 件)	【○】提供を行っている(27件) 【○】移転を行っている(15件)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要「(4)給付ファイル」「5.特定個人情報の提供・移転」「提供・移転の有無」	【○】提供を行っている(48件) 【○】移転を行っている( 件)	【○】提供を行っている(27件) 【○】移転を行っている(15件)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(5) 賦課・収滞納ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転」 「提供先1」 「提供先1」	[○]提供を行っている(48件) [○]移転を行っている( 件)	[○]提供を行っている(27件) [○]移転を行っている(15件)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1) 資格ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「提供先1」	都道府県知事	番号法第19条第8号及び別表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1) 資格ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「①法令上の根拠」	番号法第19条第8号 別表第二の8の項	番号法第19条第8号及び別表(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1) 資格ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「②提供先における用途」	番号法第19条第8号及び別表第二に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表に定める各事務(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(2) 認定ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「提供先1」	都道府県知事	番号法第19条第8号及び別表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(2) 認定ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「①法令上の根拠」	番号法第19条第8号 別表第二の8の項	番号法第19条第8号及び別表(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(2) 認定ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「②提供先における用途」	番号法第19条第8号及び別表第二に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表に定める各事務(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(3) 受給ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「提供先1」	都道府県知事	番号法第19条第8号及び別表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(3) 受給ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「①法令上の根拠」	番号法第19条第8号 別表第二の8の項	番号法第19条第8号及び別表(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(3) 受給ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「②提供先における用途」	番号法第19条第8号及び別表第二に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表に定める各事務(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(4) 給付ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「提供先1」	都道府県知事	番号法第19条第8号及び別表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(4) 給付ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「①法令上の根拠」	番号法第19条第8号 別表第二の8の項	番号法第19条第8号及び別表(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(4) 給付ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「②提供先における用途」	番号法第19条第8号及び別表第二に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表に定める各事務(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(5) 賦課・収滞納ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「提供先1」	都道府県知事	番号法第19条第8号及び別表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(5) 賦課・収滞納ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「①法令上の根拠」	番号法第19条第8号 別表第二の8の項	番号法第19条第8号及び別表(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(5) 賦課・収滞納ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「提供先1」 「②提供先における用途」	番号法第19条第8号及び別表第二に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表に定める各事務(別紙1参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1) 資格ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」 「移転先1」	(記載なし)	特定個人番号利用事務の所管課(13件、別紙2参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1) 資格ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」 「①法令上の根拠」	(記載なし)	・番号法9条2項 ・千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条第3項 ・番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1) 資格ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」 「②移転先における用途」	(記載なし)	特定個人番号利用事務の処理に当たり、本市が保有する特定個人情報を庁内連携により利用する。別紙2参照	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1) 資格ファイル」 「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」 「③移転する情報」	(記載なし)	介護保険被保険者資格関連情報	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(1) 資格ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「④ 移転の対象となる本人の数」	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(1) 資格ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲」	(記載なし)	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(1) 資格ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「⑥ 移転方法」	(記載なし)	[○] 庁内連携システム [○] その他(別紙2のとおり)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(1) 資格ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「⑦ 時期・頻度」	(記載なし)	別紙2のとおり	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(2) 認定ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「移転先」	(記載なし)	特定個人番号利用事務の所管課(13件、別紙2参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(2) 認定ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「① 法令上の根拠」	(記載なし)	・番号法9条2項 ・千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条第3項 ・番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(2) 認定ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「② 移転先における用途」	(記載なし)	特定個人番号利用事務の処理に当たり、本市が保有する特定個人情報を庁内連携により利用する。別紙2参照	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(2) 認定ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「③ 移転する情報」	(記載なし)	介護保険被保険者資格関連情報	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(2) 認定ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「④ 移転の対象となる本人の数」	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(2) 認定ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲」	(記載なし)	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(2) 認定ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「⑥ 移転方法」	(記載なし)	[○] 庁内連携システム [○] その他(別紙2のとおり)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(2) 認定ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「⑦ 時期・頻度」	(記載なし)	別紙2のとおり	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3) 受給ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「移転先」	(記載なし)	特定個人番号利用事務の所管課(13件、別紙2参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3) 受給ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「① 法令上の根拠」	(記載なし)	・番号法9条2項 ・千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条第3項 ・番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3) 受給ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「② 移転先における用途」	(記載なし)	特定個人番号利用事務の処理に当たり、本市が保有する特定個人情報を庁内連携により利用する。別紙2参照	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3) 受給ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「③ 移転する情報」	(記載なし)	介護保険被保険者資格関連情報	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3) 受給ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「④ 移転の対象となる本人の数」	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(3) 受給ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(5) 移転する情報の対象となる本人の範囲」	(記載なし)	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(3) 受給ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(6) 移転方法」	(記載なし)	[○] 庁内連携システム [○] その他(別紙2のとおり)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(3) 受給ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(7) 時期・頻度」	(記載なし)	別紙2のとおり	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(4) 給付ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(1) 移転先」	(記載なし)	特定個人番号利用事務の所管課(13件、別紙2参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(4) 給付ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(1) 法令上の根拠」	(記載なし)	・番号法9条2項 ・千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条第3項 ・番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(4) 給付ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(2) 移転先における用途」	(記載なし)	特定個人番号利用事務の処理に当たり、本市が保有する特定個人情報を庁内連携により利用する。別紙2参照	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(4) 給付ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(3) 移転する情報」	(記載なし)	介護保険被保険者資格関連情報	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(4) 給付ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(4) 移転の対象となる本人の数」	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(4) 給付ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(5) 移転する情報の対象となる本人の範囲」	(記載なし)	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(4) 給付ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(6) 移転方法」	(記載なし)	[○] 庁内連携システム [○] その他(別紙2のとおり)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(4) 給付ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(7) 時期・頻度」	(記載なし)	別紙2のとおり	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(5) 賦課・収滞納ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(1) 移転先」	(記載なし)	特定個人番号利用事務の所管課(13件、別紙2参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(5) 賦課・収滞納ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(1) 法令上の根拠」	(記載なし)	・番号法9条2項 ・千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条第3項 ・番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(5) 賦課・収滞納ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(2) 移転先における用途」	(記載なし)	特定個人番号利用事務の処理に当たり、本市が保有する特定個人情報を庁内連携により利用する。別紙2参照	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(5) 賦課・収滞納ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(3) 移転する情報」	(記載なし)	介護保険被保険者資格関連情報	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(5) 賦課・収滞納ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」(4) 移転の対象となる本人の数」	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「II 特定個人情報ファイルの概要」「(5) 賦課・収滞納ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「(5) 移転する情報の対象となる本人の範囲」	(記載なし)	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「II 特定個人情報ファイルの概要」「(5) 賦課・収滞納ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「(6) 移転方法」	(記載なし)	[○] 庁内連携システム [○] その他(別紙2のとおり)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「II 特定個人情報ファイルの概要」「(5) 賦課・収滞納ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先1」「(7) 時期・頻度」	(記載なし)	別紙2のとおり	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1)資格ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」 「移転先」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例に定める情報照会者(2件、別紙3参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1)資格ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」 「①法令上の根拠」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第2項及び別表(第3条関係)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1)資格ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」 「②移転先における用途」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条及び別表(第3条関係)に定める各事務(別紙3参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1)資格ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」 「③移転する情報」	(記載なし)	介護保険被保険者資格関連情報	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1)資格ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」 「④移転の対象となる本人の数」	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1)資格ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」 「⑤移転する情報の対象となる本人の範囲」	(記載なし)	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1)資格ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」 「⑥移転方法」	(記載なし)	[○] 庁内連携システム	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(1)資格ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」 「⑦時期・頻度」	(記載なし)	別紙3のとおり	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(2)認定ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」 「移転先」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例に定める情報照会者(2件、別紙3参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(2)認定ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」 「①法令上の根拠」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第2項及び別表(第3条関係)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(2)認定ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」 「②移転先における用途」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条及び別表(第3条関係)に定める各事務(別紙3参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(2)認定ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」 「③移転する情報」	(記載なし)	介護保険被保険者資格関連情報	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(2) 認定ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「④移転の対象となる本人の数」	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(2) 認定ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「⑤移転する情報の対象となる本人の範囲」	(記載なし)	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(2) 認定ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「⑥移転方法」	(記載なし)	[○] 庁内連携システム	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(2) 認定ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「⑦時期・頻度」	(記載なし)	別紙3のとおり	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3) 受給ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「移転先」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例に定める情報照会者(2件、別紙3参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3) 受給ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「①法令上の根拠」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第2項及び別表(第3条関係)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3) 受給ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「②移転先における用途」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条及び別表(第3条関係)に定める各事務(別紙3参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3) 受給ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「③移転する情報」	(記載なし)	介護保険被保険者資格関連情報	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3) 受給ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「④移転の対象となる本人の数」	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3) 受給ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「⑤移転する情報の対象となる本人の範囲」	(記載なし)	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3) 受給ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「⑥移転方法」	(記載なし)	[○] 市内連携システム	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(3) 受給ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「⑦時期・頻度」	(記載なし)	別紙3のとおり	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(4) 給付ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「移転先」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例に定める情報照会者(2件、別紙3参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(4) 給付ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「①法令上の根拠」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第2項及び別表(第3条関係)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(4) 給付ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「②移転先における用途」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条及び別表(第3条関係)に定める各事務(別紙3参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(4) 給付ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「③移転する情報」	(記載なし)	介護保険被保険者資格関連情報	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(4) 給付ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「④移転の対象となる本人の数」	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(4) 給付ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」(5) 移転する情報の対象となる本人の範囲」	(記載なし)	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(4) 給付ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」(6) 移転方法」	(記載なし)	[O] 庁内連携システム	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(4) 給付ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」(7) 時期・頻度」	(記載なし)	別紙3のとおり	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(5) 賦課・収滞納ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」移転先」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例に定める情報照会者(2件、別紙3参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(5) 賦課・収滞納ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」(1) 法令上の根拠」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第2項及び別表(第3条関係)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(5) 賦課・収滞納ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」(2) 移転先における用途」	(記載なし)	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条及び別表(第3条関係)に定める各事務(別紙3参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(5) 賦課・収滞納ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」(3) 移転する情報」	(記載なし)	介護保険被保険者資格関連情報	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」(5) 賦課・収滞納ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」(4) 移転の対象となる本人の数」	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(5) 賦課・収滞納ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲」	(記載なし)	千葉市に住所を有する被保険者及び住所地特例者	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(5) 賦課・収滞納ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「⑥ 移転方法」	(記載なし)	[○] 庁内連携システム	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「(5) 賦課・収滞納ファイル」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」 「移転先2」「⑦ 時期・頻度」	(記載なし)	別紙3のとおり	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「情報保護管理体制の確認」	<p>【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】</p> <p>選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること</li> <li>・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること</li> <li>・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複製の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。</li> <li>・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。</li> </ul> <p>【千葉県国民健康保険団体連合会への委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複製の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交わす。</li> </ul>	<p>【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】</p> <p>選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること</li> <li>・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること</li> <li>・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複製の禁止など、個人情報保護に関する法律等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。</li> <li>・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。</li> </ul> <p>【千葉県国民健康保険団体連合会への委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複製の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交わす。</li> </ul>	事後	重要な変更には該当しない
令和6年9月13日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」「リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」「リスクに対する措置の内容」	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p>つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (注2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (注3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p>つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (注2) 番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (注3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」7.特定個人情報の保管・消去」1.リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」その内容」	【事例1】 ①事案／当該事案に関する個人情報の件数 「不審者情報」メールを希望する市民あてメールの誤送信(各受信者が他者のメールアドレスを閲覧できる状態となったもの)／127件 ②発生時期 平成30年6月 ③原因 職員の誤操作(「CC」欄に全送信先のメールアドレスを入力し送信) ④発生時の対応 全送信先へ事件の発生を周知・謝罪するとともに、誤送信したメールの削除を依頼	別紙4のとおり	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」7.特定個人情報の保管・消去」1.リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」再発防止策の内容」	【事例1】について ・庁内システムで使用する共通メールソフトの設定を変更し、庁外メールアドレス宛に送信するメールは全て強制的にBCCで送信されるようにした。	別紙4のとおり	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅳその他のリスク対策」2.従業員に対する教育・啓発」従業員に対する教育・啓発」具体的な方法」	<千葉市における措置> ・千葉市情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策実施手順書を作成し、職員へ周知する。 ・正規職員を対象として、下記事項に関する研修を実施する。非正規職員等に対しては、職場内研修により下記事項に関する教育を行う。 ①情報セキュリティに関する事項(千葉市情報セキュリティ対策基準の定めによる。) ②特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項(番号法の定めによる。) ③個人情報保護に関する事項(千葉市個人情報保護事務取扱要綱の定めによる。) ・違反行為をした従業者等は、懲戒処分の指針に基づき懲戒の対象となるほか、千葉市個人情報保護条例に定める罰則が適用されることがある。  【介護保険システムにおける措置】 ・初任者を対象とした研修を毎年実施する。 ・情報漏えいなどの新聞記事などを活用して危機管理意識を啓発する。  【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修などを実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則などについて研修を行うこととしている。	<千葉市における措置> ・千葉市情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策実施手順書を作成し、職員へ周知する。 ・正規職員を対象として、下記事項に関する研修を実施する。非正規職員等に対しては、職場内研修により下記事項に関する教育を行う。 ①情報セキュリティに関する事項(千葉市情報セキュリティ対策基準の定めによる。) ②特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項(番号法の定めによる。) ③個人情報保護に関する事項(千葉市個人情報保護事務取扱要綱の定めによる。) ・違反行為をした従業者等は、懲戒処分の指針に基づき懲戒の対象となるほか、個人情報の保護に関する法律に定める罰則が適用されることがある。  【介護保険システムにおける措置】 ・初任者を対象とした研修を毎年実施する。 ・情報漏えいなどの新聞記事などを活用して危機管理意識を啓発する。  【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修などを実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則などについて研修を行うこととしている。	事後	重要な変更には該当しない
令和6年9月13日	「Ⅴ 開示請求、問合せ」1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」②請求方法」	千葉市個人情報保護条例第14条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、開示請求書に必要事項を記入し、提出する。	事後	重要な変更には該当しない
令和6年9月13日	「Ⅴ 開示請求、問合せ」1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」④個人情報ファイル簿の公表」	行っていない	行っている	事後	重要な変更には該当しない
令和6年9月13日	「Ⅴ 開示請求、問合せ」1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」④個人情報ファイル簿の公表」個人情報ファイル名」	(記載なし)	資格ファイル、受給ファイル、認定ファイル、給付ファイル、賦課・収滞納ファイル	事後	重要な変更には該当しない
令和6年9月13日	「Ⅴ 開示請求、問合せ」1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」④個人情報ファイル簿の公表」公表場所」	(記載なし)	千葉市ホームページ、千葉市役所2階行政資料室	事後	重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	「Ⅰ 基本情報」「Ⅱ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」「Ⅲ システム3 業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)」「②システムの機能」	<p>1. 統合データベース管理機能 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。</p> <p>2. 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。</p> <p>3. データ連携機能 (1) 庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。 (2) 中間サーバーとの情報連携を行う。</p> <p>4. 権限管理機能 (1) 各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 (2) 統合データベースへのアクセス制御を行う。</p>	<p>●標準化前の現行システムに関する内容</p> <p>1. 統合データベース管理機能 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。</p> <p>2. 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。</p> <p>3. データ連携機能 (1) 庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。</p> <p>4. 権限管理機能 (1) 各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 (2) 統合データベースへのアクセス制御を行う。</p> <p>●標準化後の次期システムに関する内容</p> <p>1. 団体内統合宛名機能 (1) 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 (2) 中間サーバーとの情報連携を行う。</p> <p>2. データ連携機能 庁内における各業務システムからの要求に基づき、住民情報等ファイルを連携する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	Ⅱ「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供システム除く)」「提供・移転の有無」	[○]移転を行っている(15)件	[○]移転を行っている(14)件	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年3月24日	Ⅱ「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供システム除く)」「移転先1」	特定個人番号利用事務の所管課(13件、別紙2参照)	特定個人番号利用事務の所管課(12件、別紙2参照)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年3月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「6. 特定個人情報の保管・消去」「①保管場所」	<p>【紙媒体等における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書等の紙媒体の取扱いは、許可された者以外入室することのできない執務室内に限られており、使用後は、施錠可能な定められた場所に格納している。</li> <li>窓口業務等を行う部署においては、紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。</li> </ul> <p>【業務共通システム・介護保険システムにおける措置】</p> <p>24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている</p> <p>部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。</p> <p>注:生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>【紙媒体等における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書等の紙媒体の取扱いは、許可された者以外入室することのできない執務室内に限られており、使用後は、施錠可能な定められた場所に格納している。</li> <li>窓口業務等を行う部署においては、紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。</li> </ul> <p>【千葉市(介護保険システム及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】</p> <p>24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている</p> <p>部屋(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。</p> <p>注:生体認証にて、サーバ室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	前項継続	—	<p>【ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行による変更)



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「6. 特定個人情報の保管・消去」「③消去方法」	<p>【介護保険システム関連における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間を過ぎた申請書等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理等の復元不可能な手段により廃棄する。</li> <li>・電子媒体等について、保存期間を経過したものを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的粉碎等によりデータの復元が不可能になるようにする。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。</p>	<p>【千葉市（介護保険システム及び現行業務共通システム（庁内連携システム／統合宛名システム））における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間を過ぎた申請書等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理等の復元不可能な手段により廃棄する。</li> <li>・電子媒体等について、保存期間を経過したものを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的粉碎等によりデータの復元が不可能になるようにする。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないように、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	前項継続	—	<p>【ガバメントクラウド（次期業務共通システム（庁内連携システム／統合宛名システム））における措置】</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体が管理する業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者がアクセスできないよう制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがたって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く）」	[○] 提供・移転しない	[ ] 提供・移転しない	事後	記載誤りを修正したもの
令和7年3月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く）」 「リスク1」「特定個人情報の提供・移転の記録」	未記載	記録を残している。	事後	記載漏れによる変更
令和7年3月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く）」 「リスク1」「特定個人情報の提供・移転の記録」「具体的な方法」	未記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内ネットワークでの情報の移転については、庁内連携システム内に送信記録を残している。</li> <li>・DVDでの情報の移転については、情報媒体への書き込みなど、端末の外部に情報を持ち出す操作記録を残している。</li> </ul>	事後	記載漏れによる変更
令和7年3月24日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供システム除く）」 「リスク1」「特定個人情報の提供・移転に関するルール」	未記載	定めている。	事後	記載漏れによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供システム除く)」 「リスク1」「特定個人情報の提供・移転に関するルール」 「ルール内容及びルール順守の確認方法」	未記載	・庁内への移転については、番号法関連法令及び番号利用条例に照らし、定められた事務についてのみ行うこととし、その際には、事前にデータ利用について移転先と協議を行う。	事後	記載漏れによる変更
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供システム除く)」 「リスク1」「リスクへの対策は十分か」	未記載	十分である	事後	記載漏れによる変更
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供システム除く)」 「リスク2」「リスクに対する措置の内容」	未記載	・庁内での移転については、データ連携について事前に協議した情報(注)及び移転先のみ、庁内連携システム上及びDVDでの連携で行う。 (注)命令第2条の表又は番号利用条例で定められた情報 ・USBメモリ等のDVD以外の情報媒体は使用ができなくなっており、書き込みが可能な端末も制限している。	事後	記載漏れによる変更
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供システム除く)」 「リスク2」「リスクへの対策は十分か」	未記載	十分である	事後	記載漏れによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供システム除く)」 「リスク3」 「リスクに対する措置の内容」	未記載	<p>【現行業務共通システム(庁内連携システム／統合宛名システム)における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の移転にあたっては、千葉県電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認められた場合に限り許可している。</li> <li>・庁内での移転については、命令第2条の表又は番号利用条例で定められた情報を統合DBに格納し、移転先が必要とする情報を統合DBから取得することで、データ連携を適切に行っている。</li> </ul> <p>【次期業務共通システム(庁内連携システム／統合宛名システム)における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の移転にあたっては、千葉県電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認められた場合に限り許可している。</li> <li>・業務共通システムへは、命令第2条の表又は番号利用条例に定められた事業担当者以外からの特定個人情報へのアクセスが行えない仕組みを構築している。また、当該事業に必要な情報との紐付けは行えない。</li> </ul> <p>【DVDでの連携における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の移転にあたっては、千葉県電子情報処理規程に基づき、あらかじめ移転先が移転元に協議し、移転元が利用目的、情報の移転方法、情報の内容を確認し適正と認められた場合に限り許可している。</li> <li>・DVDの授受方法を職員間の手渡しに限定し、正しい相手に確実に渡すことができる運用としている。</li> </ul>	事後	記載漏れによる変更
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供システム除く)」 「リスク3」 「リスクへの対策は十分か」	未記載	十分である	事後	記載漏れによる変更
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」 「リスクに対する措置の内容」	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(注2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(注2) 番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(注3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(注2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(注2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(注3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	左記の記載のうち、「(注2)」の箇所について、記載誤りを修正したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」7.特定個人情報の保管・消去」1.リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」⑤物理的対策」具体的な対策の内容」	<p>【千葉市における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の物理的対策を行っている。</li> <li>＜サーバー室について＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>建物入口からサーバー室までの間において、常駐警備による入退室管理を24時間365日実施し、加えて高精度カメラによる監視を行う。</li> <li>サーバー室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。</li> <li>データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管する。</li> <li>出入口には機械により入退室を管理する設備を設置する。</li> <li>入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</li> <li>新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内にサーバー室を設置する。</li> <li>停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にサーバー室を設置する。</li> <li>火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系消火設備を有した建物内にサーバー室を設置する。</li> </ul> </li> <li>＜区役所等執務室について＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>入退室については、当該所属内利用管理者である課長・所長の許可を受けた者に特定される。</li> <li>クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤを用いて管理している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●千葉市(介護保険システム及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置</li> <li>＜サーバー室について＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>建物入口からサーバー室までの間において、常駐警備による入退室管理を24時間365日実施し、加えて高精度カメラによる監視を行う。</li> <li>サーバー室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。</li> <li>データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管する。</li> <li>出入口には機械により入退室を管理する設備を設置する。</li> <li>入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</li> <li>新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内にサーバー室を設置する。</li> <li>停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にサーバー室を設置する。</li> <li>火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系消火設備を有した建物内にサーバー室を設置する。</li> </ul> </li> <li>＜区役所等執務室について＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>入退室については、当該所属内利用管理者である課長・所長の許可を受けた者に特定される。</li> <li>クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤを用いて管理している。</li> </ul> </li> </ul>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	前項継続	<p>＜その他の対策＞</p> <p>【遠隔地保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日々の業務終了後に仮想テープ装置(磁気ディスク)へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。</li> <li>日々の退避データは1週間、遠隔地保管する複写データは3週間保存している。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び、施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>＜その他の対策＞</p> <p>【遠隔地保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日々の業務終了後に仮想テープ装置(磁気ディスク)へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。</li> <li>日々の退避データは1週間、遠隔地保管する複写データは3週間保存している。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び、施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置</li> <li>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> <li>③日々のデータについては、ガバメントクラウドの機能により遠隔地保管を行う。</li> </ul>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」7.特定個人情報の保管・消去」1.リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」⑥技術的対策」具体的な対策の内容」	<p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の技術的対策を行っている。</p> <p>(1)不正プログラム対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</li> <li>端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。</li> </ul> <p>(2)不正アクセス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット等の外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。</li> <li>データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。</li> </ul>	<p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の技術的対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●千葉市(介護保険システム及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置</li> <li>(1)不正プログラム対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</li> <li>端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。</li> </ul> </li> <li>(2)不正アクセス対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット等の外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。</li> <li>データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	前項継続	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>●ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	前項継続	—	<p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「7.特定個人情報の保管・消去」「リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」「消去手順」「手順の内容」	<p>・削除後、保存期間(5年間)を経過したデータベースに格納された特定個人情報は消去する。</p> <p>・紙帳票はなし。</p>	<p>●千葉市(介護保険システム及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置</p> <p>・削除後、保存期間(5年間)を経過したデータベースに格納された特定個人情報は消去する。</p> <p>・紙帳票はなし。</p> <p>●ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	「IVその他のリスク対策」1. 監査」「②監査」具体的な内容	<p>&lt;千葉県における措置&gt;            ○内部監査            「千葉県特定個人情報保護評価監査マニュアル」に基づき、評価総括部署は、全項目評価書又は重点項目評価書を作成する事務において、当該事務が当該評価書及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」の記載どおり運用されていることを書類確認、ヒアリングその他の方法により定期的に(原則5年間に1回以上)監査する。            監査の結果、評価総括部署が指摘した事項については、担当部署が改善に向けた対応を行うものとする。</p>	<p>●千葉県(介護保険システム及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置            ○内部監査            「千葉県特定個人情報保護評価監査マニュアル」に基づき、評価総括部署は、全項目評価書又は重点項目評価書を作成する事務において、当該事務が当該評価書及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」の記載どおり運用されていることを書類確認、ヒアリングその他の方法により定期的に(原則5年間に1回以上)監査する。            監査の結果、評価総括部署が指摘した事項については、担当部署が改善に向けた対応を行うものとする。            ○「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づく確認事項            ①情報セキュリティ監査            情報セキュリティ責任者及び情報システム責任者は、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する為、情報セキュリティ監査等を必要に応じて実施する。            ②情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認            ・情報セキュリティ責任者及び情報システム責任者は、情報セキュリティポリシーの遵守状況及び違反の発生状況について、常に確認を行うこととしている。            ・情報システム管理者は、情報システムの設定が情報セキュリティポリシーを遵守したものであるか、及び当該設定により問題が発生していないか定期的に確認する。</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	前項継続	<p>○「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づく確認事項            ①情報セキュリティ監査            情報セキュリティ責任者及び情報システム責任者は、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する為、情報セキュリティ監査等を必要に応じて実施する。            ②情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認            ・情報セキュリティ責任者及び情報システム責任者は、情報セキュリティポリシーの遵守状況及び違反の発生状況について、常に確認を行うこととしている。            ・情報システム管理者は、情報システムの設定が情報セキュリティポリシーを遵守したものであるか、及び当該設定により問題が発生していないか定期的に確認する。            【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】            運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】            運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。            ●ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置            ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	「IVその他のリスク対策」3. その他のリスク対策」	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】            ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】            ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月24日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和元年9月1日から令和元年9月30日まで(30日間)	令和6年9月13日から令和6年10月13日まで(30日間)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年3月24日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	<p>・特定個人情報の取扱いの手段・流れを明確にし、リスクを具体的に把握すべきである。            ・「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」の特記事項において、委託先との情報管理体制の確認や秘密保持に関する契約のほか、流出・漏えいした場合に備えての損害賠償の予定に関する記述を追加すべきである。</p>	意見なし	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年3月24日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	<p>・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の部分を中心に評価書を再度見直し、不足している対策を追記した。</p>	-	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年3月24日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和元年7月23日、11月19日、令和2年1月9日	令和6年11月7日、11月15日、12月4日、令和7年3月3日	事後	重要な変更該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	評価書の記載内容については、現段階の評価としては妥当であるとして了承された。 ただし、実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の委託先及び再委託先における情報管理のあり方について、さらに検討を進めるべきであるとの意見が付された。	評価書の記載内容については現段階では妥当なものとして了承された。 「ただし、重要な変更として扱われる特定個人情報の移転に関するリスク対策が未評価となっていたため、実施機関は、関係法令等に基づき、適切に評価を行うよう留意されたい。」との意見が付された。	事後	重要な変更に該当しない

(別紙1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める事務

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報	提供実績の概数(例:1年間に●回)
1	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
			市町村長	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
2	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
			健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
3	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
4	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
5	都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令第十三条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度



6	十五	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
	二十七	市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
7	三十八	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
	四十二	都道府県知事等	由活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
9	五十六	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
	六十五	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
11	六十九	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
	七十	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
13						

14	八十	市町村長	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
15	八十三	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
16	八十六	市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
17	八十七	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
18	百八	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
19	百十五	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
20	百十六	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
21	百二十五	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第二百二十七条で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
22	百二十八	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
23	百三十二	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度

24	百三十七	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
25	百四十四	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
26	百五十八	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
27	百六十一	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度

(別紙2) 番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表に定める事務

No.	情報照会者	法令上の根拠		移転先における用途	移転方法	提供実績の概数(例:1年間に●回)
		番号法	別表の主務省令			
1	子ども家庭支援課、東部児童相談所、西部児童相談所	第19条第8号	2条の表 11の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	DVD連携	令和5年度実績:0回 (移転先が必要とする都度)
2	障害福祉サービス課、各区高齢障害支援課	第19条第8号	2条の表 15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	DVD連携	令和5年度実績:0回 (移転先が必要とする都度)
3	医療政策課	第19条第8号	2条の表 27の項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	FTP連携 (庁内連携システム)	令和5年度実績:64回
4	保護課、各区社会援護課	第19条第8号	2条の表 42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	FTP連携 (庁内連携システム)	令和5年度実績:340回
5	健康保険課、各区市民総合窓口課	第19条第8号	2条の表 69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	FTP連携 (庁内連携システム)	令和5年度実績:13回
6	健康保険課、各区市民総合窓口課	第19条第8号	2条の表 70の項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	FTP連携 (庁内連携システム)	令和5年度実績:13回
7	防災対策課	第19条第8号	2条の表 80の項	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	DVD連携	令和5年度実績:1回(移転先が必要とする都度)
8	高齢福祉課、各区高齢障害支援課	第19条第8号	2条の表 86の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	FTP連携 (庁内連携システム)	令和5年度実績:340回
9	高齢福祉課、各区高齢障害支援課	第19条第8号	2条の表 87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	FTP連携 (庁内連携システム)	令和5年度実績:340回
10	防災対策課、地域福祉課	第19条第8号	2条の表 108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	DVD連携	令和5年度実績:0回 (移転先が必要とする都度)
11	保護課、各区社会援護課	第19条第8号	2条の表 125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	FTP連携 (庁内連携システム)	令和5年度実績:340回
12	障害者自立支援課、障害福祉サービス課	第19条第8号	2条の表 144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	FTP連携 (庁内連携システム)	令和5年度実績:340回

※FTP連携(庁内連携システム)による移転に係る提供実績の概数は、システム毎の合計数を記載している。

(別紙3) 番号法第9条第2項及び条例に定める事務

No.	情報照会者	法令上の根拠		移転先における用途	移転方法	提供実績の概数(例:1年間に●回)
		番号法	条例			
1	保護課、各区社会援護課	第9条第2項	第3条別表第1の項	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	FTP連携 (庁内連携システム)	令和5年度実績:340回
2	障害者自立支援課、障害福祉サービス課	第9条第2項	第3条別表第16の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援給付サービスの給付に関する事務であって規則で定めるもの	FTP連携 (庁内連携システム)	令和5年度実績:340回

※FTP連携(庁内連携システム)による移転に係る提供実績の概数は、システム毎の合計数を記載している。

## Ⅲ リスク対策（プロセス）

## 7. 特定個人情報の保管・消去

## ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか

## (1) 要配慮個人情報の滅失

## ア その内容

区役所窓口で受付けた国民健康保険療養費支給申請について、本課へ送付するものの内容をチェックしている際に、当該申請者の申請の①診療報酬明細書（レセプト）、②国民健康保険療養費支給申請書27件ずつのうち、1件の①②が足りず、課内で滅失したことが判明した。

## イ 再発防止策の内容

受付時と受付後の書類の再確認の徹底。

確認不足を解消するため「療養費支給申請書チェックシート」を策定し、受付時からダブルチェックの漏れがない体制や、処理事に書類の内容について細かく確認が出来るようにした。

課内で個人情報の取り扱いについて、管理職より再徹底するよう、課職員全員に向けて研修を行った。

## (2) 要配慮個人情報の漏えい

## ア その内容

児童の補装具費支給決定通知書の宛先を、誤って別居している離婚した元配偶者を記載してしまい郵送した。

## イ 再発防止策の内容

送付先と住所地が異なる場合、必ず職員二人以上で確認することを改めて確認した。特に、離婚世帯について、班内で情報共有を行い、送付先を確認するよう周知した。今回の対象者については、全事業で送付先情報について確認を行った。

## (3) 不正目的による漏えい

## ア その内容

委託事業者が利用する外部使用しているサーバーへの、第三者による不正アクセスを受け、ランサムウェア感染被害を受けたことにより、氏名、住所等の個人情報が漏えいした。

## イ 再発防止策の内容

以下について、委託業者が実施。

- ・アクセスキー管理強化
- ・バケット管理の厳格化
- ・アクセスキー発行及び権限変更の承認フローの変更
- ・仮名加工情報についての取り扱いルールの再整備を実施
- ・被害にあったストレージサービスでの健診データ連携の禁止を実施

- ・各アクセスキー発行・権限に関する日々報告を実施
- ・仮名加工情報についてファイル削除期間を1時間に設定変更を実施
- ・システムから出力される仮名加工情報については個別パスワード設定を実施

(4) 要配慮個人情報の誤送付

ア その内容

市民 A に対し、別の市民 B の障害児通所受給者証を誤って郵送した。

イ 再発防止策の内容

封入前に複数の職員で再度封筒の宛名と決定通知書、受給者証の宛名を一件ずつ確認し封印を行うよう周知徹底を図った。

(5) 要配慮個人情報の滅失

ア その内容

委託契約に基づいて行われるインフルエンザ予防接種事業について、当該事業に協力する市内病院において 52 人分の予診票の原本が行方不明となった。

イ 再発防止策の内容

当該病院においては、個人情報文書の鍵のかかる棚での管理と、鍵を取り扱える職員をあらかじめ院長が指定した職員のみ限定することを再徹底。また、同委託契約に基づく業務で、予診票等、個人情報が含まれる提出物に対し、受領確認等のスキームを作成の予定。

(6) 要配慮個人情報の誤送付

ア その内容

市民 A 及び B あてに障害児通所給付費支給の受給者証を送付する際、A と B で互いに逆の受給者証を誤って送付した。

イ 再発防止策の内容

複数種類の文書を封入する際は必ず相互のあて先や氏名等が同一であることを確認することはもとより、封緘前には当該職員とは別の者による再確認の徹底について、所属長から職員に口頭で再周知した。また、窓口や電話対応で作業が中断されることがないように、課内における人員体制の配置の面で留意するとともに、作業自体に集中できる環境スペース等の整備を図る。